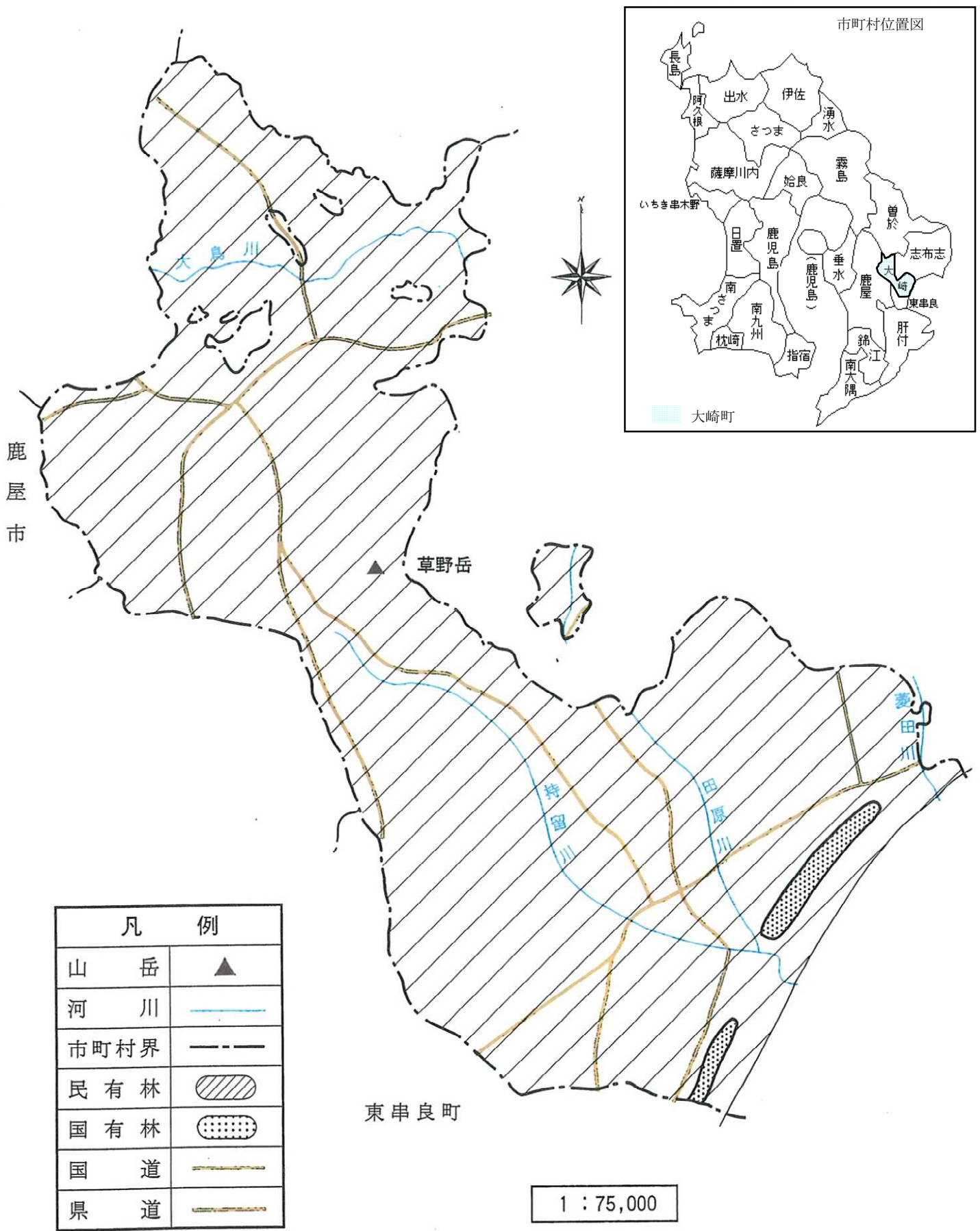


大崎町森林整備計画

計画期間
自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月 31日

平成30年 4月

森林整備市町村位置図



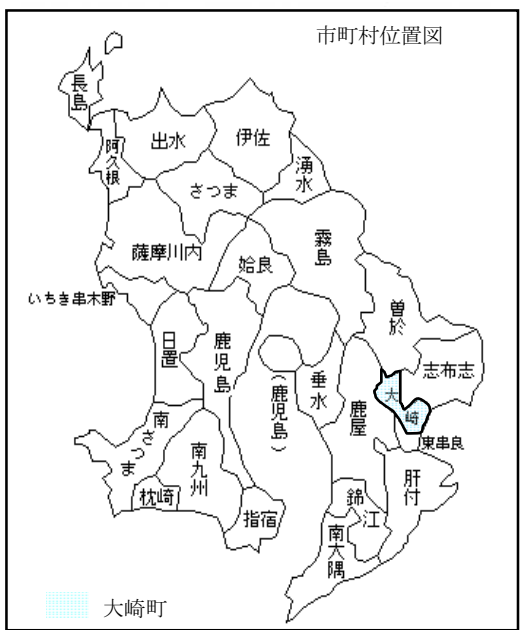
鹿屋市

草野岳

東串良町

凡 例	
山 岳	▲
河 川	—
市町村界	- - -
民 有 林	▨
国 有 林	▩
国 道	—+—
県 道	—+—

1 : 75,000



市町村位置図

大崎町

目 次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	45
1	森林整備の現状と課題	45
2	森林整備の基本方針	5
3	森林施業の合理化に関する基本方針	47
II	森林の整備に関する事項	67
第1	森林の立竹木の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	67
1	樹種別の立木の標準伐期齢	67
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	67
3	その他必要な事項	78
第2	造林に関する事項	78
1	人工造林に関する事項	78
2	天然更新に関する事項	88
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	98
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	98
5	その他必要な事項	98
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	98
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	98
2	保育の種類別の標準的な方法	109
3	その他必要な事項	119
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	119
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	119
2	木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域(木材等生産機能維持増進森林)及び当該区域内における施業の方法	139
3	その他必要な事項	159
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	159
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	159
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	159
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	169
4	その他必要な事項	169
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	169
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	169
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	169

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	169
4	その他必要な事項	169
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項.....	169
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項...	9
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	179
3	作業路網の整備に関する事項.....	179
4	その他必要な事項	189
第8	その他必要な事項.....	199
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	199
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項.....	199
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項.....	209
4	その他必要な事項	219
III	森林の保護に関する事項.....	219
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方法.....	219
2	その他必要な事項	219
第2	森林病虫害の駆除及び予防, 火災の予防その他の森林の保護に関する事項	219
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	219
2	鳥獣による森林被害対策の方法.....	21
3	林野火災の予防の方法.....	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	22
5	その他必要な事項.....	22
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	229
1	保健機能森林の区域	229
2	保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法.....	229
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備.....	229
4	その他必要な事項	239
V	その他森林の整備のために必要な事項.....	239
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	239
2	生活環境の整備に関する事項.....	239
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	239
4	森林の総合利用の推進に関する事項.....	239
5	住民参加による森林の整備に関する事項.....	249
6	その他必要な事項	249

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

大崎町は、鹿児島県の東南部に位置しており、大鳥川が北部の山間地を東西に横断し、持留川がほぼ中央に位置する草野岳から海まで貫いている。また、南部には持留川・田原川・菱田川の3河川があり、この河川沿いには水田地帯がひらけ、その中間の台地は、畑作・畜産地帯を形成している。さらに、志布志湾岸沿いには日南海岸国定公園に指定されている「くに（救仁）の松原」が広がっている。

当町の総面積は、10,067haで、うち森林面積は3,590haで、総面積の約36%を占める。そのうち民有林面積は3,379haで森林面積の約94%を占めている。

また、民有林におけるスギ・ヒノキを主体とする人工林面積は1,853haで、人工林率は約66%となっている。森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、今後とも保育や間伐を適切に実施していくことが重要である。

一方、近年、木材需要の高まりにより、主伐（皆伐）が増加しているが、後継者不足等による森林所有者の森林施業への意欲が減退してきており、適切な更新が図られていない森林も散見され、森林の有する多面手機能能発揮の低下が懸念されている。

そのため、生物多様性の保全や気球温暖化防止に果たす役割、集中豪雨等自然環境の変化を考慮しつつ、適正な森林整備を推進していくとともに、森林施業の集団化・共同化の推進、路網等の生産基盤の整備、高性能林業機械の導入促進などによる低コスト化などにより、林業の生産性の向上を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化、教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

大鳥川流域並びに持留川上流に位置する森林であり、良質な水の安定供給を確保する観点か

ら、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、皆伐後は再生林を推進するなど可能な限り造林放棄地の解消を図る。また、水源地等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を県や地域住民と連携を図り推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

集落等に近接する山地防災危険地区など山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、県と連携を図り谷止や土留等の施設の整備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を県や地域住民と連携を図り進める。

エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。また、県や地域住民と連携を図りながら、保健のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、県や地域住民と連携を図りながら、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

この場合、施業の集約化や路網整備等を通じた効率的な森林の整備を推進する。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。また、これらの機能以外に地球環境保全機能があるが、二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

(2)の森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力については、大崎町を管轄エリアに持つ曾於地区森林組合やその他の林業事業者が主体となるが、今後さらに、関係機関と連携して担い手の育成を行い、林業労働力の確保及び林業労働者のスキルアップに取り組む必要がある。

現在、保育作業を中心とした体制となっているが、今後主伐期を迎える林分も多く、公益的機能の発揮に十分配慮しつつ、地形や土壌といった地域個別の特性の見極めながら、土地生産力の高い地域を中心に植栽→保育(間伐)→収穫(皆伐)→再生林といった森林の再生成を行い、資源の循環的利用のサイクルを確立する必要がある。

そのため路網整備や高性能林業機械の導入・活用、コンテナ苗の活用等による低コスト化の推進、伐採を計画的に実施するための森林の集約化の推進に努めていく。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業者、准フォレスター、施業プランナー、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

大隅流域森林・林業活性化センターを通じて、県、大崎町、林業事業体及び森林所有者、森林管理署等が**合意形成を図りつつ**、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進する。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを関係機関と連携して積極的に行い、意欲のある林業事業体等への施業の長期委託を進める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立竹木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準に公益的機能の発揮と平均伐採期齢及び森林の構成等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、下表の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採限度として用いられるものであり、当該林齢に達した時点ででの立木の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
町全域	35 年	40 年	30 年	40 年	10 年	20 年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する**公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進**を図るため、**対象森林に関する自然条件及び社会的条件**、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性、下流域の人家等も考慮して、1箇所当たりの伐採面積を設定することとし、伐採に制限がない森林であっても20ha以下とすることが望ましい。

併せて伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図ることとする。

また、表土の流出を防止するため必要に応じて柵工を設けるものとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～カに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 主伐の時期は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の安定的かつ効果的な循環利用を考慮して多様化及び長期化を図る。

ウ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護等に努める。

エ 森林の公益的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）を確保する。

オ 伐採後確実に更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、**気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。**

カ 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致の維持を図るため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、県や准フォレストラー、施業プランナーなどと協議の上、適切な樹種を選択するものとする。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、イヌマキ、クヌギ、その他有用広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率性や地位等の**自然条件**を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

ただし、地位・地理的条件などにより下記の表以外の方法を選択したい場合は、町担当課が中心となり、関係機関との協議の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

【人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数】

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	疎仕立て	2,000	
	中仕立て	3,000	
	密仕立て	4,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500	
	密仕立て	4,000～4,500	
クヌギ	疎仕立て	2,000	
	中仕立て	3,000	
	密仕立て	4,000	

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、原則下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	雑草木等の地被物は原則として全刈りとし、伐採木及び枝条等も合わせて、植栽や保育作業の支障とならないよう、植え付け場所の両側に筋状に整理する。また、高性能林業機械等を用いて、伐採・搬出作業と並行して地ごしらえや植栽を行う一貫作業システムの導入により、作業工程の効率化や再生林の低コスト化に努めるものとする。
植付けの方法	優良苗を使用し、植え穴をおおむね 30cm から 40cm 四方、深さ 30cm 程度とし、苗木の根をよくほぐし、覆土の方法等に留意して丁寧に植え付ける。また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高い、コンテナ苗の活用にも努めるものとする。
植栽の時期	早春の樹木が生長を始める前を基準とし、気象や苗木の生理的条件を重視し決定する。ただし、コンテナ苗に関してはこの限りではない。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木となりうる樹種を対象とする。

なお、天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	○ アカガシ、イスノキ、ウラジロガシ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ等その他詳細については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	○ ナラ、クヌギ、クリ、コナラ、シイ・カシ類

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数並びに天然更新補助作業について以下のとおり定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数として、下表のとおりとする。 単位：本/ha

樹 種	期待成立本数	天然更新すべき立木の本数
2(1)の天然更新の対象樹種	6,000	2,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理を行う。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払う。

植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込む。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況より必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新が未了と判断された場合は、速やかに植栽や追加的な更新補助作業を行う。

また、天然更新完了の判断基準については、「鹿児島県天然更新完了基準（平成19年8月鹿児島県林務水産部作成）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に更新完了とする。

なお、保安林等の制限林については、その制限に定める施業要件に従い植栽を行うものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

特になし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地での植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を6,000本とする。

5 その他必要な事項

造林に当たっては、次の事項に留意し、森林施業を行うとともに、造林の推進に努めるものとする。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意する。

イ 伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図る。

ウ 現在同町ではシカによる被害は確認されていないが、今後、シカ等による食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、嗜好性の低い樹種を検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内。

間伐の実施にあたっては、「鹿児島県育林技術指針（平成18年11月鹿児島県林務水産部作成）」

に基づき、森林の現況及び経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法、間伐率等を定め行うものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム」より一定の条件で算出したものを目安として下表のとおり示す。

【間伐のシミュレーション】

樹種	区分	間伐時期				標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢(年)	(18)	(25)	(36)	(53)	・間伐の方法について以下のとおりとする。 初 回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林：10年に1回 標準伐期齢以上の森林：15年に1回
	樹高(m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率(%)	27	26	26	27	
	残存本数(本)	1,971	1,459	1,081	789	
ヒノキ	見込林齢(年)	(22)	(34)	(48)		・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数について以下のとおりとする。 標準伐期齢未満の森林：10年に1回 標準伐期齢以上の森林：15年に1回
	樹高(m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率(%)	27	28	26		
	残存本数(本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤初回間伐前の本数は2,700本、⑥木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

2 保育の種類別の標準的な方法

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて、実施時期及び方法を定め実施する。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
		1～5	6～10	11～15	16～20		
下刈り	スギ・ヒノキ	年1回				下記のとおり	
つる切り			2回				
除伐			1～2回				
枝打ち			1回				

《標準的な方法》

下刈り：造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。

通常年1回、7～8月頃実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合(特に2年目、3年目)には、6月～9月にかけて2回刈りを行う。

つる切り：つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

除伐：除伐については、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

1回目：樹幹が閉鎖し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目：1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

枝打ち：枝打ちについては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないように適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行うものとする。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針(昭和56年3月鹿児島県林務部作成)」を参照するものとする。

3 その他必要な事項

間伐が十分に実施されていない森林については、台風等の風害の防止に留意し、初回は 30%以上の強度間伐を行い、2 回目以降は林況を確認しつつ、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム」に基づき実施する。

また上記 1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等については、参考資料に記載する。

なお、森林法第 10 条の 10 第 2 項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつて、これらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は、保育の方法等を森林所有者に通知する。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

また、林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であつて、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可能とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定める。

一方、保安林及び自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った施業を行う。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、**森林の自然条件、森林資源の内容等から**、水源涵養機能が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を**一体的に**推進すべき森林を別表 1 により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び分散を図ることとする。

なお、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 2 により定める。

【森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
	45 年	50 年	40 年	50 年	20 年	30 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の区域を別表 1 により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）土砂崩壊防備保安林，土砂流出防備保安林，落石防止保安林，砂防指定地周辺，山地災害危険地区等の森林又は山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林，**森林の自然条件、森林資源の内容等から、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進すべき森林。**

具体的には、傾斜が急な箇所，傾斜に著しい変移点のある箇所，山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林，基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎帯又は断層線上にある箇所，流れ盤等の地質を含む土地に存する森林，表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地，表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）飛砂防備保安林，潮害防備保安林，風害防備保安林，霧害防備保安林，防火保安林又は町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林，風害，霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林，**森林の自然条件、森林資源の内容等から、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進すべき森林**

具体的には、くにの松原周辺の森林や役場周辺などの森林，養鶏・養豚場等の家畜施設周辺の森林など。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，特に生物多様性の保全が求められる森林，保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能**の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進すべき森林**，原生的な生態系など属地的に生物多様性保全に不可欠な森林等

具体的には、くにの松原周辺の森林や四季の森周辺，横瀬古墳周辺など。
ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ、発揮される機能であることから、原生的な森林生態系等属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わない。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、以下のとおり定める。

- ① 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林
地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。
- ③ 保健文化機能維持増進森林
憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行うこととし、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

また、上記①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を以下のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、上記①から③に掲げる森林の区域のうち、以下の伐期齢の下限に従った森林施業及びその他の森林施業を推進すべきものを別表2に定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針	クヌギ	その他広
	70年	80年	60年	80年	20年	40年

2 木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域（木材等生産機能維持増進森林）及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、区域内において公益的機能別森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行う。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3サ, 4ア～キ, 20オ～カ, 21ア～オ, 22ア～ケ, 23ア～シ, 24ア～オ, 28ア, 29ア, 33イ, 35イ, 39ウ, 44ア～イ, 46ア, 47ア～エ, 49ウ～エ, 51ア～イ, 52ア～ウ, 54ア～イ, 55ア, 56ア, 57ア, 58ア～イ, 59ア, 60ア, 61ア～イ, 62ア, 63ア, 64ア, 65ア, 66ア～イ, 67ア～エ, 68ア～イ, 69ア～イ, 70ア～エ, 71ア～オ	1395.31
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0.00
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1キ～コ, 2ア, 3サ, 4ア～キ, 5ア～イ, 5オ～キ, 6ア, 7ア～エ, 7サ～シ, 9ア～エ, 10ア～キ, 11ア～ウ, 11カ～ク, 12ア, 12ウ～ク, 12コ, 12シ, 13ウ～カ, 14ア～イ, 14オ～カ, 15イ～エ, 15キ, 16ア～カ, 16チ, 17ア～ウ, 18ク～コ, 18シ, 18セ～ソ, 19ア～ウ, 19オ, 19ケ～コ, 20ア～エ, 23ア～イ, 30ア～イ, 36エ, 39ア	540.22

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	18ア～イ, 18ク, 22ア～イ, 23ク	228.94
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0.00
木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8ウ, 19カ～キ, 20オ～カ, 21ウ～オ, 23ウ～シ, 24イ～ウ, 24カ, 25ア～イ, 26ア, 27ア～ウ, 30ウ～エ, 31ア～オ, 32ア～エ, 33エ～オ, 34ア～エ, 35ア, 36ア～ウ, 36オ, 37ア～エ, 38ア～エ, 39イ～オ, 40イ～エ, 41ア～カ, 42ア, 43ア～ウ, 44ウ～エ, 45ア～イ, 48ア～イ, 49ア～イ, 50イ, 50エ, 50カ, 51ア～イ, 52ア～イ, 53ア	2278.31

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 ※1	3ア～シ, 4ア～キ, 21ア～オ, 22ア～ケ, 23ア～シ, 24ア～オ, 33イ, 39ウ, 44イ, 46ア, 47イ～エ, 49ウ～エ, 51ア～イ, 52ア～ウ, 54イ, 55ア, 58ア～イ, 59ア, 60ア, 61ア～イ, 62ア, 64ア, 65ア, 66ア～イ, 67ア～エ, 68ア～イ, 69ア～イ, 70ア～エ, 71ア～オ	997.26
	長伐期施業を推進すべき森林 ※2	4ア～キ, 22ア～イ, 23ア～イ, 23ク, 28ア, 29ア, 35イ, 44ア, 46ア, 47ア, 54ア, 56ア, 57ア, 63ア	398.05
土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能, 快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※3	1キ～コ, 2ア, 4ア～キ, 5ア～イ, 5オ～キ, 6ア, 7ア～エ, 7サ～シ, 9ア～エ, 10ア～キ, 11ア～ウ, 11カ～ク, 12ア, 12ウ～ク, 12コ, 12シ, 13ウ～エ, 13カ, 14ア～イ, 14オ～カ, 15イ～エ, 15キ, 16ア～カ, 16チ, 17ア～ウ, 18ク～コ, 18シ, 18セ～ソ, 19ア～ウ, 19オ, 19ケ～コ, 20ア～エ, 23ア～イ, 30ア～イ, 36エ, 39ア	593.38
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) ※4	

	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林 ※5		
	特定広葉樹の育成 を行う森林施業を 推進すべき森林		

- ※1 伐期の延長を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(1)イに示す伐期齢（標準伐期齢に10年を加えた林齢）以上の林齢とする。
- ※2 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢以上の林齢とする。
- ※3 長伐期施業を推進すべき森林として指定した区域での主伐については、第4の1(2)イに示す伐期齢（標準伐期齢の2倍以上に相当する林齢）以上の林齢とする。
- ※4 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）として指定した区域については、伐採率を70%以下とする。
- ※5 択伐による複層林施業を推進すべき森林として指定した区域については、伐採率を30%（市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものは40%）以下とする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに不在村森林所有者に対しては、大崎町及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

(2) その他

次の表に定める10～20年生以下のクヌギ林については、シイタケ原木として利用されることがあるため、木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に設定し、別表1で定めた水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に設定されている場合は、その設定を除外する。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

大崎町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくに当たっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。

このため、特に、森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業者への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を図るため、大崎町、森林組合等の林業事業者、准フォレスターが連携して、森林経営に消極的な森林所有者に対し、森林施業や経営の委託に係る情報提供や普及啓発活動、あっせん等を積極的に行い、**十分な理解を得た上で**、意欲ある林業事業者への長期の委託を進める。

また、森林経営の委託等が円滑に進むよう林業事業者や森林施業プランナーなどによる、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を図るとともに、委託を受けた林業事業者等による森林経営計画の作成**及び着実な実行**を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 その他必要な事項

森林組合などの林業事業者の中で「意欲と実行力のあるもの」が森林経営の主体となりうるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画作りの段階でのイコールフットィングを図るために必要な森林情報を公平に提供する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

零細な森林所有者が大半を占める当町において、個人で伐採、造林、保育、間伐等の森林施業や路網の維持管理等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であることから、施業の共同化を助長し、合理的な森林経営を推進する必要がある。

このようなことから、森林施業を計画的、効率的に行うため、大崎町・林業事業者・准フォレスター・森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備し、地域単位での森林施業の共同化を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

大崎町、林業事業者、准フォレスター・森林所有者等の関係者が合意形成及び国有林との連携に努めるとともに、森林経営計画の活用等により、森林施業の共同実施、作業路網の整備・維持管理、林業機械の導入を計画的かつ効率的に行い、森林施業の実行を確保する。

また、森林施業に消極的な森林所有者に対しては、森林の機能・管理の重要性についての普及啓発を図り、森林施業の共同化への参画意欲の拡大を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人が（ア）又は（イ）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路網は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、山村の生活環境の整備等にも資する面も有することから、計画的な整備を促進することとする。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体的に整備することを加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進し、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト削減を図りつつ、**林地の保全**や**野生生物の生息・生育**の状況等も考慮

し、周辺環境との調和を図ることとする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図ることとする。

その際、地形、地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、路網と林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入するものとする。

特に、公有林、森林整備公社有林等の分収林、大規模森林所有者有林、森林所有者との長期の施業の委託により施業の集約化・共同化を行い面的なまとまりを持った森林であって、緩～中傾斜の森林においては、路網整備と併せた効率的な森林施業を推進することとする。

なお、作業システムの効果的な運用に必要な路網密度の水準の目安については下表のとおりとする。このうち、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系作業システム	25～40	0～35	25～75
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系作業システム	15～25	0～25	15～50
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5～15		5～15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

林道等の既設路網や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定する。

なお、計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
大字野方小字瀬ノ堀他	43.0	瀬ノ堀線	1,600	①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網については、原則として、不特定多数の者が利用する一般車両の走行を想定した「林道」及び特定の者が森林施業のために利用する森林施業用の車両の走行を想定した「林業専用道」に区分する。

林業専用道の整備にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため地形、地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、概ね30度以下の斜面に開設することを

基本に、できるだけ地形に沿うものとする。

なお、詳細については、「適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）」、「林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第60号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県林業専用道作設指針（平成23年4月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

単位 延長：m 面積：ha

開設/拡張	種類	(区分)	位置 (字, 林班等)	路線名	延長(m)及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	うち前半5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	野方 字瀬ノ堀	瀬ノ堀 線	1,600m	43.0		①	
計					1,600m	43.0			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号 林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網については、原則として、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定した「森林作業道」に区分する。

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えうるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、既設林道等も踏まえながら森林内での作業の効率性が最大となるよう配置することとする。また、地形、地質、気象条件はもとより、水系や地下構造の資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息、生育の状況なども考慮する。

さらに、森林作業道オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとする。

なお、詳細については、「森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「鹿児島県森林作業道作設指針（平成23年3月鹿児島県環境林務部作成）」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）に基づき、継続的に森林作業道が利用できるよう適性に管理する。

4 その他必要な事項

林道と施業対象地を有機的に接続し、保育、間伐などの集約的な施業を確保するために作業路の整備を促進することとし、また、所有規模が小さく、一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林所有者などが共同して作業路等を開設、利用管理を行うなど効率的な路網の整備に努めることとする。

そのために、必要な山土場、機材管理施設等の必要な施設の整備を推進し、作業の効率化及び施設コストの低減に努めることとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

林業の担い手の育成・**定着**については、本町においても、地域の活性化や適正な森林整備の推進を図る上で重要な課題である。

本町では、林業就業者の減少傾向が続くなど、林業に従事する人材の育成・**定着**を一層推進する必要がある。

このため、町・林業事業者・准フォレスター等の関係者が連携しながら、引き続き、林業労働者・林業後継者の育成に努めるとともに、雇用の場である林業事業者について**経営の合理化**の体質強化に向けた取り組みを積極的に推進する。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業労働者の育成

林業事業者への施業委託の推進や施業の集約化等に伴う事業量の安定的確保により雇用の安定化、長期化を図るとともに、各種社会保険への加入の促進等により就労条件の向上に努める。

また、林業労働者に対する各種研修会、林業技術講習会等の受講を促進し、技術の向上や労働災害の軽減を図るとともに、各種資格取得のための支援を行う。

イ 林業後継者の育成

後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物との複合経営による生産振興を図る。

また、森林所有者や一般町民等を対象に行う林業体験等への取り組みを通じて森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介していく。

さらに、各種林業補助施策の導入について積極的に検討し、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図る。

(3) 林業事業者の体質強化方策

大崎町管内では、これまで関係機関等が一体となって、事業者の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも、経営管理手法の導入や施業の集約化等による事業量の確保、生産性の向上につながる高性能林業機械等の導入及び活用、路網整備等諸施策を推進し、林業事業者の経営基盤の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

大崎町の林家の経営規模は零細で、かつ林家の高齢化の進行により、自伐を行う林家は劇的に減少することが予想されるため、今後の森林施業は、森林組合等の林業事業者が担っていく必要がある。

そのため、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

今後は林道・林業専用道等路網の整備を図りつつ、地形や作業システムに応じた高性能林業機械の導入あるいは林業労働力確保支援センターが斡旋している高性能林業機械の活用を推進する。

さらに、林業労働者に対し、現地検討会や先進地研修等への参加を促し、オペレーターの養成・フォローアップも併せて行う。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

区分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック

中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

大崎町における素材の生産流通・加工は柱材中心の製材工場が5箇所、いずれも小規模零細である。今後は、大崎町木材利用指針に基づき、町内に建設される公共施設、一般住宅等の木材化を推進し木材需要拡大を図る観点から、素材の安定供給体制の整備と製材工場間の連携を深め地元材の有効利用を目指す。また、森林組合を中心に志布志港から木材輸出を行っており、今後は素材の安定供給体制など町も関係機関の協力を仰ぎこの動きを支援していく。

一方、特用林産物は、シイタケについては持留、井俣地区において生産がおこなわれているが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量については近年横ばいである。今後は、生産施設の整備原木ほだ木の安定供給、経営の共同化・合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図る。

シキミ等の枝物についても生産技術の向上を図り施設整備の推進をすることで地域の特産品として育成する。

木材の流通、販路施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販路施設の整備計画は次表のとおりである。

施設の 種類	現状（参考）			計画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材所	井俣2455	6,000m ³	△1				現状維持
	野方6160	700m ³	△2				
	野方6152	600m ³	△3				
	井俣221-2	200m ³	△4				
	野方5786-5	240m ³	△5				

椎茸生産 被覆施設	持留583	250m ²	▽1			
	岡別府427	330m ²	▽2			
	持留1832	250m ²	▽3			
	持留1832	200m ²	▽4			
	井俣863-2	300m ²	▽5			
枝物生産 施設	仮宿1771-3	1.22ha	▽6			

4 その他必要な事項

地元住民や都市からのU J I ターン者のそれぞれのニーズに対応した生活環境の整備、拠点集落への重点化など位置や機能に応じた集落の整備等を通じて、山林地域の定住を促進する。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方法

区域の設定	鳥獣害の防止方法
設定しない	該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害等の森林被害に対応する抵抗性の高い森林整備に努める。

また、森林病虫害等の被害の早期発見及び早期駆除に努めるとともに、特に、松くい虫の被害についてはくにの松原を中心に適確な防除の推進を図り、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を町長が行うことがある。

(2) その他

マツケムシやキオビエダシヤクなどの森林病虫害による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、地元行政機関、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

野生鳥獣による被害については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止又は軽減を図る。併せて、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保に努める。

また、広域一斉捕獲等国や県、他自治体等の関係機関と連携した被害対策に取り組む。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、林野火災防止の普及啓発並びに森林法等に基づく制限林の巡視を重点的に行うとともに、保護標識、防火線、防火樹林帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当するときは、火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「大崎町火入れに関する条例昭和 60 年 3 月 26 日条例第 10 号」によるものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林特になし
- (2) その他

地形的に風害を受けやすい箇所においては防風樹帯を設置するなど、台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。また、森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制確立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

保健機能森林の区域については、下表のとおりとする。

森林の所在		森林の林種別面積（h a）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法

造林，保育，伐採その他及び施業の方法について、下表のとおりとする。

施業の区分	施 業 の 方 法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

森林保健施設の整備について、次表のとおりとする。

施 設 の 整 備
該当なし

森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

ア 森林保健施設の整備にあたっては自然環境の保全に配慮しつつ、国土の保全利用者の安全確保に留意した計画的な整備を行うこととする。

イ 建築物については、周辺の森林美、景観等と調和のとれたものとする。

ウ 建築物の設置にあたっては、防火施設等の安全施設、下水施設等の衛生施設及び排水施設等保全施設の整備に配慮する。

エ 森林保健施設の保守点検等日常の管理に努める。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高について、下表のとおりとする。

樹種	期待平均樹高(m)	備考
該当なし		

注) 期待平均樹高については、地域の地理的状況により異なるものとする。

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

(2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町の海岸線に広がるくいの松原の松林は、防風・飛砂などの被害から人家・農地等を保全するための保安林や、良好な自然風景地を保全するため、日南海岸国定公園に指定されている。

ところが、この松林は、過密化により林内が暗い等、良好な景観形成や保安林機能の維持・向上に支障をきたしているため、平成24年8月に制定した「くいの松原」保全・再生事業基本計画に基づき、保全・再生を推進し、町民共有の財産として次の世代に引き継ぐとともに、町民の福祉向上と町勢の発展に活用していく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

くいの松原は、日南海岸国定公園に指定されており、町の観光地の一つとなっている。

このため、県内外の多くの人々の交流の場となるようバンガローやオートキャンプ場といった施設が整備されている。

これらの施設は地元産の間伐材をふんだんに使用しており、木のぬくもりを体感できるため、パンフレットやインターネットのホームページを利用したPRを図っていく。

なお、森林の総合利用施設の整備計画について、下表のとおりとする。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状(参考)		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	

くにの松原	益丸	68 h a 管理棟 1棟 バンガローゾーン 7,090㎡ (6棟) テントサイトゾーン 23,110㎡ (24基) 炊事棟 2棟 トイレ及びシャワー 棟 1棟 オートサイトゾーン 7,530㎡ フリーテントサイト ゾーン 5,790㎡ バイクサイトゾーン 1,910㎡ 展望広場 1,230㎡ 遊具広場 1,350㎡ 木レンガ遊歩道 866m		現状維持	
-------	----	--	--	------	--

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

小・中学生をはじめとする青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林づくりへの直接参加を推進する。具体的には、平成24年8月に制定した「くにの松原」保全・再生事業基本計画に基づき実施する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

特になし。

(3) その他

近年、都市部の住民を中心に森林づくりに直接参加しようとする気運が高まってきている。本町においても、青少年やボランティア団体等から森林作業体験や林業に対する支援について斡旋依頼があった場合は、場所の選定や森林所有者の紹介など、関係機関と連携して積極的に協力することとする。

6 その他必要な事項

(1) 国土の保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

過去に山地災害のあった森林及び危険箇所等については、県と連携して治山対策を推進していく。

また、水源地上流の森林についての伐採は、再生林を前提において最小限にとどめるよう努めることとする。

(2) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

くにの松原など住民参加による広葉樹の森林づくりを計画している森林については、地区住民を中心に、地域一体となった環境の保全整備に努める。

(3) 公有林の整備に関する事項

大崎町は現在、人工林を中心に344haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等の林業事業体に保育・間伐等の作業を委託して実施している。

町有林は、本町の財産であるため、今後も森林施業を実施しつつ、森林組合等の林業事業体への一括管理など効率的な管理も検討していく。

(4) 制限に従った森林施業の方法

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って森林施業を実施するものとする。

(5) 森林施業共同化重点的実施地区の林道計画

該当なし

(6) 放置竹林等の整備

放置竹林では、森林が有する水源かん養・県土保全、生物多様性保全等の公益的機能の低下や里山の景観が損なわれることなどが懸念されている。

このようなことから、適正な竹林の整備、管理を行うため、竹林オーナー制度や、ボランティア活動団体などによる森林づくり活動の推進、森林所有者に手入れされず放置された里山を、森林づくり活動への参加希望者(ボランティア)に提供するなどし、適正な森林整備に努める。

(7) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県や准フォレスター、森林組合等林業事業体との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

